○農林水産省告示第千七百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島字三本楢一六八四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県大田原市南方字上南方五二七の四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町越裏門字竹ノ川一六八の一五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県三原市久井町和草字三島一九八の六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び三原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県宮崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県東広島市西条町馬木二五一一の三・二五一二の三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町上萩山字新田山四八六の一一八、四八六の一二三、四八六の一二四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県八幡浜市真網代乙六の一二（国有林）

二　保安林として指定された目的　魚つき

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区三浦字京戸六〇九の二・六一七の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・六一九（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項及び第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定及び保安林の指定の解除をする。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除

㈠　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町畑山字大谷四五の一から四五の二一まで

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　解除の理由　指定理由の消滅

二　指定

㈠　保安林の所在場所　一の㈠に同じ。

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県篠山市山田字箕谷八二六、八二六の一から八二六の七まで、小坂字奥谷一の一から一の九まで、川阪字水谷四七の四、四七の六から四七の一三まで、丹波市山南町小新屋字観音五三の一から五三の三まで、字深谷一〇八八の一から一〇八八の三まで、字ウトウ一一五の一、一一五の二

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水谷四七の八

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。